

2023年1月17日

各 位

コスモエネルギーホールディングス株式会社

株式会社シティインデックスイレブンスから2023年1月12日付で送付された当社取締役会に対する書簡及び株式会社シティインデックスイレブンスが同日付で公表したプレスリリースについての当社見解に関するお知らせ

当社は、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）から2023年1月12日付で書簡（以下「本書簡」といいます。）を受理しました（本書簡の内容につきましては、添付別紙2をご参照ください。）。また、シティインデックスイレブンスは、同日、自らのホームページにおいて、「コスモエネルギーホールディングス株式会社による大規模買付行為等への対応方針の導入に対する弊社らの考え方について」と題するプレスリリース（以下「本プレスリリース」といいます。）を公表しております。本書簡及び本プレスリリースには、当社株主の皆様の誤信を誘起しかねない、事実とは異なる記述が含まれていたため、当社は、本日、本書簡及び本プレスリリースに対する当社の見解を記載した添付別紙1の書簡をシティインデックスイレブンスに送付しましたので、当社の株主の皆様に対する適切な情報提供の観点から、お知らせいたします。

以上

<別紙1 当社がシティインデックスイレブンスに送付した書簡>

2023年1月17日

株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島 啓修 様

コスモエネルギーホールディングス株式会社  
代表取締役社長 桐山 浩



拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

1月12日付の書簡（以下「本書簡」といいます。）を拝領し、当社取締役一同にて共有いたしました。また、貴社が自らのホームページにおいて公表されました「コスモエネルギーホールディングス株式会社による大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入に対する弊社らの考え方について」と題するプレスリリース（以下「本プレスリリース」といいます。）を拝見いたしました。本書簡及び本プレスリリースには、当社株主の皆様への誤信を誘起しかねない、事実とは異なる記述が含まれており、何故、貴社がこのような印象操作とすら呼び得る情報発信をされたのか、当社としては強い疑念を禁じ得ません。

とりわけ、貴社が2023年3月に予定している当社の第7次中期経営計画の公表を待って今後の対応方針を決定すると述べている点に関する経緯は、貴社と当社との対話における事実関係と全く異なっており、看過しがたいものです。当社は、2023年1月6日の貴社との面談の場で、中長期の企業価値向上策について真摯に説明を試みたものの、貴社側から出席した村上世彰氏（以下「村上氏」といいます。）は、当社からの説明を威圧的な言動で再三再四にわたって遮り、「結構です。要りません」、「（自己株買いを）やるんですか、やらないんですか、どっちですか」、「（3月の中期経営計画の公表まで20%以上の買い増しを）待てません」、「中計まで待つ意味は僕らにとって何の意味になるんですか」といった発言を繰り返した経緯があります。このような貴社の姿勢は、投資家株主と発行会社との「建設的な対話」を通じて、発行会社の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現及び投資家の中長期的なリターンの実現を図るスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める在り方とは著しくかけ離れたものであり、当社としては、不本意ながら、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の毀損を防ぐため、本対応方針の導入を行わざるを得ませんでした。なお、当社が2023年1月11日に公表した本対応方針の導入に関するプレスリリースの内容につきましては、当社の独立社外取締役4名（4名はいずれも本対応方針における独立委員会の委員に就任しております。）の意思確認も経たうえで、当社取締役全員の賛成によって決議されております。

以下、当社の株主の皆様へ適切な情報をご提供する観点から、事実関係について改めて

整理をさせていただきます。

もともと当社は、貴社との対話を開始した 2022 年 4 月の時点で、貴社及び村上氏から、当社として適切と考える貴社らの保有株式の水準について質問を受け、当社としては、当社株式等の大量保有の目的等が判然としないまま一部の株主からそのような大量保有をされることは、当社の他の株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーの皆様にとっても望ましいことではないことから、貴社に対して、当社株式を 20%以上保有することは望ましくないと考えているという当社の姿勢をお伝えし、これを前提として、当社経営トップも適宜面談に臨むなどして、貴社との対話を真摯に継続し、さらに、貴社が求めていた 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 CB」といいます。）の転換による当社株式の希釈化の抑制においては、以前より当社で検討してきた趣旨と合致しうることも踏まえ、2022 年 11 月 10 日には、残存する本件 CB のうち額面金額合計 300 億円を上限とする買入れを実施する旨を公表する等、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化するための施策を実行して参りました。現在においてもその考え方に変わりはなく、特に、ウクライナ情勢等に象徴される地政学リスクや不透明な経営環境を踏まえれば、我が国におけるエネルギーの安定供給の観点から、なお一層慎重な判断が求められる局面にあると認識しております。

他方、貴社からは、これまで複数回にわたり、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する予定はないとの発言及びその旨を記載した書簡を受領しており、2022 年 12 月 13 日の当社と貴社、野村絢氏及び村上氏との面談においても、村上氏から改めて大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式の取得はしないとの発言があったところです。

しかしながら、2022 年 12 月 27 日の、当社と貴社（野村絢氏及び村上氏）との面談に際して、貴社の側から、突如として、本件 CB の転換により割り当てられた株式（8,899,262 株）について、当社の 2022 年度第 3 四半期決算までに自社株買いをすること（以下「本自社株買い」といいます。）を当社が 2023 年 1 月 6 日までに決定しない場合には、大量保有報告書ベースで 20%を超えて当社株式を取得する旨の意向が示されました。

その後、2023 年 1 月 6 日の面談において、当社は株主還元方針を含めたあるべき資本政策は当社の中期的な経営戦略と密接に関連するため、2023 年 3 月に公表予定の第 7 次中期経営計画の中で必要な自己資本を含めて説明する予定であり、同日時点において本自社株買いの実施は確答できない旨を貴社に伝えたところ、貴社村上氏からは、同日の面談までに本自社株買いが約束されなかったため、大量保有報告書ベースで 20%以上の当社株式を取得する旨の一方的な宣言がなされました。具体的には、村上氏は、中期経営計画の発表まで当社株式の追加取得を「待たません」と明言するとともに、当社から洋上風力発電等の中長期の企業価値向上策やそれら事業戦略を前提とした自己資本の在り方についての考え方を説明しようとするたびに、「結構です。要りません」、「（自己株買いを）やるん

ですか、やらないんですか、どっちですか」、「中計まで待つ意味は僕らにとって何の意味になるんですか。僕らは機会を失うわけですよ。機会を喪失するコンペンセーション (compensation) はなんですか」などと、当社の説明を威圧的な言動で再三再四にわたって遮りました。当社としては、面談日である 2023 年 1 月 6 日から僅か 2 ヶ月先の中期経営計画の発表すら待てず、ひたすら目先の自己株買いの実施にのみ執着する村上氏の言動に強い不信感を抱き、村上氏及び貴社は、当社の中長期的な経営戦略や当社の中長期的な企業価値の向上については関心がなく、当社に対して目先の株主還元を求めるのみであり、当社との間で当社の中長期的な事業戦略や企業価値の向上について建設的な議論をするつもりがないという強い疑義を抱くに至ったものです。

なお、当社が 2023 年 1 月 11 日に、本対応方針を導入して以降の各種メディアにおける貴社のご発言を仄聞する限りにおいては、誠に遺憾ながら、貴社が上述の対話の経緯や内容をあたかも貴社に都合よく捻じ曲げようとしているか、もしくは事後的な印象操作をしようとしているのではないかと疑わざるを得ませんが、少なくとも、本書簡及び本プレスリリースを拝見する限りにおいては、貴社が 2023 年 3 月に予定されている当社の第 7 次中期経営計画の公表までの間は、当社株式を追加取得することはないものと認識いたしました（なお、本書簡によれば、貴社及び貴社の共同保有者は、2023 年 1 月 12 日時点において合計で 17,680,525 株（大量保有報告書ベースで 20.01%）の当社株式を保有しているとのことですが、本対応方針の導入後に当社株式の追加取得を行っていないことを前提として、上記のとおり大量保有報告書ベースで 20%をわずかに超える当社株式を取得した事実のみをもって、当社が 2023 年 1 月 11 日に導入した本対応方針に違反するものとして対抗措置を発動することは予定しておりません。もっとも、当社株主の皆様適切な情報を提供する観点から、貴社は 2023 年 3 月に予定されている当社の第 7 次中期経営計画の公表までの間は、当社株式を追加取得することはないという当社の認識が正しいかについて、貴社のご見解をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。）。

また、本書簡及び本プレスリリースにおいては、貴社から当社の新中期経営計画に定めるべき目標等につきましてご指摘をいただいておりますが、これらにつきましては、2023 年 3 月に公表を予定しております第 7 次中期経営計画において、当社としての考え方をご説明いたしますので、この場での説明は控えさせていただきます。

敬具

## <別紙2 本書簡>

2023年1月12日

コスモエネルギーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島啓修



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社が昨日付けで適時開示を行った「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」（以下「本リリース」といい、本リリース記載の対応方針を「本買収防衛策」といいます。）及び弊社らに対する昨日付け「当社が導入した対応方針の遵守及び大規模買付行為等趣旨説明書の提出の要請」を拝見しました。

弊社らは、貴社が導入を決定された本買収防衛策は、貴社株式を保有する株主の株主価値を毀損するものであり、貴社株価がPBR1倍以上を大きく割れて割安な状態にある以上、貴社経営陣の皆様は買収防衛策を導入するのではなく、株主価値向上に最善を尽くすべきであると考えております。上場企業における最大の買収防衛策は、株主価値向上です。桐山代表取締役社長は村上世彰との面談の際に、「弊社株式は最低でも4500円以上の価値がある。」とおっしゃいました。現在の株価は原油価格の下落に由来するものではありませんが、貴社が今後中期経営計画を通して徹底的な株主価値向上を実現することは可能であり、経営者の保身のための買収防衛策を考えるよりも株主価値の向上に真剣に取り組んでいただきたいと考えます。加えて、本リリースには事実に反する記述があり、弊社らとして納得できるものではありませんが、弊社らは、本買収防衛策所定の手続きを経ることなく貴社株式を買い増す予定はありません。なお、弊社及び弊社の共同保有者は、本日現在、貴社株式を合計で17,680,525株保有しております。

弊社としましては、貴社の大株主として、貴社の必要な自己資本及び株主価値向上についての建設的な対話を今後も継続して行っていきたいと考えております。

また、弊社は、添付のプレスリリースを行う予定ですが、貴社が本年3月発表予定の第7次中期経営計画についての弊社の考えは、当該プレスリリースに記載のとおりです。

敬具